

白山市監査公表第5号

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成30年1月30日

白山市監査委員 北田 幸光

白山市監査委員 西川 寿夫

第1 監査の種類

財政援助団体等監査

第2 監査の対象

財政援助団体名	社会福祉法人みどり福祉会「西柏保育園」
補助事業名	平成28年度「法人保育園運営費負担金」
所管課	健康福祉部 こども子育て課

第3 監査の範囲

平成28年度における財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務

第4 監査の期間

平成29年10月2日から平成29年11月7日まで

第5 監査の方法

財政援助団体へ支出された公金が、公正かつ能率的に生かされ、援助目的や趣旨に適合して効率的に執行されているか、また、当該補助金等に係る収支の会計管理が適正かに主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合を検査するとともに、西柏保育園1階会議室において、社会福祉法人みどり福祉会「西柏保育園」の関係者及び健康福祉部こども子育て課から関係資料に基づき説明を求め、監査を実施した。

第6 監査の結果

財政援助団体の補助金に係る出納その他事務について、関係帳票類の確認及び関係職員からの説明聴取等により監査したところ、おおむね適正と認められた。